

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居住する住宅にエアコンがない足立区民に対し、予算の範囲内でエアコンの購入及び設置に要する費用の一部又は全額を補助することにより、気候変動適応対策の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象機器)

第2条 足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象となる機器は、足立区内の店舗において新品で購入された、日本産業規格C9901に基づく目標年度2027年度の省エネルギー基準（以下「省エネ基準」という。）達成率が85%以上に該当するエアコン（省エネ基準達成率の定めがない製品を除く。）とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 足立区内に住民登録がある個人であること。

(2) 住民登録上、次のいずれかに該当する世帯に属していること。

ア 本補助金の申請を行う年度の3月末日時点において65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で構成される世帯

イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」と総称する。）又は自立支援医療受給者証を所持する者（以下「手帳等所持者」という。）で構成される世帯

ウ 高齢者及び手帳等所持者で構成される世帯

エ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童及び同法第4条に規定する児童扶養手当の支給要件を満たす者を含む世帯（以下「ひとり親家庭等」という。）

(3) 自らが居住している住居（集合住宅にあっては、各住戸。以下同じ。）において、冷房機能が使用できるエアコンが1台もないこと。

(4) エアコンを設置する住居が、当該年度及び過去5年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）において本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(5) 当該エアコンの購入費について、他に区の補助金に係る交付決定を受けていないこと。

(6) 当該世帯に属する者に本補助金の申請を行う年度において住民税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコン本体の購入及び設置工事に要した費用（販売店の延長保証料を除く。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら設置工事を行った場合は、当該設置工事に要した費用は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第5条 本補助金の額は、申請に係る補助対象経費から1,000円未満の額を切り捨てたものとする。ただし、本補助金の額の上限は、別表に掲げる額とする。

（住居の現地調査）

第6条 申請者は、エアコン設置予定の住居について、エアコンを設置する前で、かつ、本補助金の申請を行う年度の4月1日（当該日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から同日が属する年の翌年の1月末までに、区長に対して、現地調査の予約の申込をしなければならない。

- 2 申請者は、第10条第4項の規定により本補助金の受領権限に係る委任を希望する場合は、エアコン設置後、区長に対して、交付申請を行う前に設置確認のための現地調査の予約の申込をしなければならない。

- 3 前2項の規定により予約の申込があった場合には、その翌日以後の別に定める日に、区長が定めた者により現地調査を行うこととする。

（調査の承諾）

第7条 前条第1項の予約の申込により、同条第3項の規定により現地調査を受けた申請者は、当該エアコンの購入前に、気候変動適応対策エアコン購入費補助金に係る調査承諾書（第1号様式）を提出しなければならない。この場合において、申請者及び申請者と同一の世帯に手帳等所持者が居住するときは、当該世帯の手帳等所持者全員の障害者手帳又は自立支援医療受給者証の写しを当該調査承諾書に添付しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、当該エアコンの購入後、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

- （1） エアコンを購入した際の領収書の写し（申請者が第10条第4項の規定により本補助金の受領権限に係る委任を希望する場合にあっては、自己負担分の領収書の写し）及び当該エアコンの購入に係る費用の内訳が分かる書面
- （2） 当該エアコンの型番及び製造番号が確認できる書面
- （3） ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
- （4） ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給していない場合は、申請者及び児童の戸籍謄本（発行後1か月以内のものに限る。）
- （5） 申請者又は同一世帯に属する者が、本補助金の申請を行う前年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う年度の当該住民登録地の自治体が発行した世帯全員の住民税納税証明書又は非課税証明書（発行後3か月以内のものに限る。）（申請を行う時点において、当該自治体の本補助金の申請を行う年度

の住民税納税証明書又は非課税証明書を発行していない場合は、申請を行う前年度の住民税納税証明書又は非課税証明書)

(6) その他、区長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、同項第1号の書類を提出できないことについて区長がやむを得ないと認めたときは、設置報告書その他区長が必要と認める書類をもって同号の書類に代えることができる。

(交付申請の受付期間)

第9条 前条の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

- 2 前項の受付については、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了することとする。

- 3 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位が上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第10条 区長は、第8条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、気候変動適応対策エアコン購入費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、当該補助金交付決定者から本補助金の受領権限に係る委任を受けた者は、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書を提出することにより、本補助金を受領することができる。この場合において、当該委任を受けた者は、当該補助金交付決定者から委任を受けた旨を明らかにした委任状を提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 区長は、前条第3項又は第4項の規定により気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書が提出された場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) ひとり親家庭等に属する者である場合において、その者に係る児童扶養手当について、交付申請書の提出時以前に遡って全部支給停止又は資格喪失となったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、速やかに気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第14条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となったエアコンの状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第15条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

（管理義務）

第16条 本補助金交付決定者は、当該エアコンを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

（調査協力）

第17条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第1521号 令和3年7月21日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第2359号 令和5年8月25日区長決定）

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）
（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

世帯	上限金額
本補助金の申請を行う年度（申請時点において、当該年度の非課税証明書が発行されていない場合にあっては、当該年度の前年度）において住民税が非課税である世帯、又はひとり親家庭等のうち申請時において児童扶養手当を受給している者及び本補助金の申請を行う年度において住民税が非課税である者で構成される世帯（以下「非課税世帯等」と総称する。）	7万円
非課税世帯等以外の世帯	4万円

年 月 日

（提出先）
足立区長

気候変動適応対策エアコン購入費補助金に係る調査承諾書

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金の認定に必要な範囲で、私の足立区における住民記録情報及び税務情報を調査し、及び利用することを承諾します。

また、足立区の福祉関係機関から訪問調査情報等の提供を受けることに同意します。

1 承諾者（申請者）

住 所	〒 —
ふりがな	
申請者名	
電話番号	— —

※ 【環境政策課処理欄】

(1) 補助金の申請を行う年度（当該年度の非課税証明書が発行されていない場合は、当該年度の前年度）において、本人及び同居する世帯員全員が住民税非課税である。	☐
(2) 本人及び同居する世帯員全員が 65 歳以上である。	☐
(3) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証のいずれかを所持する者のみの世帯である。	☐
(4) 上記(2)又は(3)に該当する者のみで構成される世帯である。	☐
(5) 児童扶養手当法に規定される 18 歳に到達した年度末までの児童（中度以上の障がいの状態にある 20 歳未満の児童を含む。）とその養育者を含む世帯（ひとり親家庭等）である。	児童扶養手当受給あり ☐
	児童扶養手当受給なし ☐

区 処 理 欄	受付者	台帳入力	税務確認	住記確認	手帳確認	重複確認

（提出先）
足立区長

申請者

住 所	〒 —		
ふりがな			
申請者名			
電話番号 (昼間の連絡先	—	—	)

気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付申請書

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金の交付を下記のとおり申請します。
また、本補助申請に当たっては、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱の規定を遵守します。

記

1 メーカー名・機種名（型番）	
2 購入年月日	年 月 日
3 購入金額	円（税込）
4 補助金 交付申請額	円
5 申請書提出者 （申請者と異なる場合は記入）	会社名： 担当者： 連絡先：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名

※ひとり親家庭等の世帯の方のみご署名ください。
補助金の認定に必要な範囲で、私の足立区における児童扶養手当受給情報を調査し、及び利用することを承諾します。
申請者名

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金について、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金交付金額

¥ _____

1 補助金交付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- （1）虚偽の申請その他の不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- （3）ひとり親家庭等に属する者である場合において、その者に係る児童扶養手当について、交付申請書の提出時以前に遡って全部支給停止又は資格喪失となったとき。
- （4）その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

気候変動適応対策エアコン購入費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金について、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

理 由

No. _____

年 月 日

気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥			0	0	0
---------	---	--	--	---	---	---

円 -

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協									本 店 支 店 出張所
	預金種別	普 通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります（補助金の受領について、申請者より委任状が提出されている場合を除く）。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 _____

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付、足 収第 号で通知した足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定について、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 理 由

2 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____